

松田利彦著

『戦前期の在日朝鮮人と参政権』

外 村 大

近年、在日朝鮮人に関する出版物や研究は増加の傾向にある。

そのこと自体は喜ぶべきことであろうが、それが必ずしも在日朝鮮人をテーマとする研究の進展を意味しているとは言えないのも事実である。出版物の多くはいぜんジャーナリスティックなものであるし、研究者の記した文章の中にも新しみに欠けていたり、基礎的な歴史事実を踏まえていないものが見受けられ、その一方で重要でありながらも省みられないテーマもある。そのようななかで、本書はしがきに述べられているように在日朝鮮人と参政権の問題を歴史的に分析した研究もこれまでなかった。

もちろん、従来も戦前期の在日朝鮮人に参政権が付与され、選挙活動が行われて各級の議員が誕生していったことがまったく知られていなかったわけではない。しかし、在日朝鮮人と参政権というテーマは在日朝鮮人史研究の展開のあり方から見ても関心が集まりやすいものではなかった。

戦前期の在日朝鮮人を対象とする研究は日本帝国主義による様々な迫害や抑圧に光をあてることから出発し、それを掘り下げていくと同時に帝国主義に対抗する社会運動の展開を明らかにしていく、という形で進められてきた。これに対し参政権の問題はそ

のような帝国主義による抑圧やそれへの抵抗を鮮明に示す事実ではなかった。当然ながら、参政権の付与という政策は在日朝鮮人への圧迫ではない。だが、在日朝鮮人の選挙運動も輝かしい抵抗と見ることもできない。なぜならば、朝鮮人が日本の選挙に積極的に参加することは日本の統治を肯定するとまでいかなくとも少なくとも前提とすることを意味したからである。このために、選挙に関わった朝鮮人のことを取り上げて積極的に評価するという機運は生まれにくかったと同時に、参政権付与の事実についても欺瞞的な政策として片づけられてきたのである。

しかし、在日朝鮮人と参政権というテーマは、たとえ欺瞞的な政策という側面を持ち、親日派が選挙に関わったとしても、そのことをもって切り捨てるだけではすまない重要な問題を含んでいる。そして今日、定住外国人への参政権付与についての論議も高まっており、その意味でも本書は注目すべき研究と言えるだろう。

さて、本書について検討する前にその内容について簡単に紹介しておこう。本書はⅠ「在日朝鮮人の参政権の成立」、Ⅱ「在日朝鮮人の選挙権行使」、Ⅲ「在日朝鮮人の被選挙権行使」、Ⅳ「在日朝鮮人の参政権の剝奪」という四章に分かれている。第Ⅰ章では、日本内地に居住した朝鮮籍・台湾籍の人々に対する参政権に対する日本政府の認識と参政権成立の経緯について考察している。

従来、この点は朝鮮籍・台湾籍でも日本に居住していれば参政権を持つと政府は解釈していたものの普通選挙法成立以前は納税要件の存在のために現実には在日朝鮮人有権者は存在しなかった、と捉えられていた。しかし、著者が明らかにしたる在日朝鮮人の参政権

発生までの経緯はそのような単純なものではない。

まず、日本政府が在日朝鮮人の参政権の問題に気付いたのは一九一八年の共通法案の帝國議會の審議過程であったことを著者は指摘している。そして、ここでは朝鮮籍・台湾籍の人々が日本内地に居住した際に参政権を有するか否かということについて質問者も政府側も理解不十分なまま論議がなされた様子を紹介している。だが、そのような問題の存在に気付いた日本政府は「場当たり的な」議會答弁を行った直後に、内務省地方局長名で「在日朝鮮人台湾人は公民権を有しない」旨の通牒を發したのである。ところが、その後の一九二〇年の総選挙の時点では在日朝鮮人の中に選挙権を行使した者があり、政府の解釈は翻されていた。著者は帝國議會の議事録や通牒などから以上のような紆余曲折の中で在日朝鮮人・台湾人への参政権が発生したことを確認し、日本政府に確固とした政策構想があったのか疑問を投げかけている。

第II章では、まず、一九二〇年代前半には経済的要求の解決が先行したことが参政権要求の反民族的という考え方などのために在日朝鮮人の多くは普通運動に積極的でなかったこと、二五年の普選法の成立後も居住条件改悪などのために在日朝鮮人の有権者は総人口の割に少数であったことを実証している。そして、その上で、二〇年代後半以降の在日朝鮮人の政党支持動向の考察を行っている。そこでは一九二〇年代後半には在日本朝鮮労働総同盟（在日労総）や新幹会の支会等が存在し、これら団体に結集した
在日朝鮮人がまとまった勢力として労働党を支援したこと、その行動は朝鮮人独自の民族解放闘争の意味も有していたことを述べている。これに対して、在日朝鮮人の社会主義系団体が日本人団

体に解消した一九三〇年代以降は共産党系による示威運動としての影候補の支持、一部の個人的な関係からの合法的な無産政党議員への支援などはあったものの在日朝鮮人大衆団体と政党との組織的な提携は見られなかったとしている。

第III章は参政権のもう一つの側面である被選挙権、つまり朝鮮人の選挙への立候補に關しての考察である。ここではまず、各級選挙に立候補した朝鮮人について内務省警保局『社会運動の状況』各年版に記載されたデータに分析を加えている。そして、朝鮮人立候補者の多くは融和親睦系団体を基盤にした親日派であったが、差別問題に取り組み場合もあり、朝鮮人有権者の期待を一身に集めたとも反民族分子とも言えない、その中間に位置した存在であったという見解を示している。これとともにこの章では衆議院議員に立候補、二回当選した朴春琴の選挙活動の実態に焦点をあて、朴の場合は在日朝鮮人の生活問題を取り上げず、朝鮮総督府・内務官僚のバックアップで活動を行い、依拠した票もむしろ日本人票であったことを明らかにしている。

最後の第IV章では、一九四五年一二月の選挙法改正での在日朝鮮人の参政権剝奪の経緯について扱っている。参政権の付与にあたって日本政府にあまり一貫した政策がなかったように、その剝奪の際も定見もなくドタバタのうちに決められていたことがこの章の記述で浮かび上がっている。すなわち、政府は当初朝鮮籍・台湾籍の者への参政権も認めるとしていたが、清瀬一郎の意見書を受けてその方針を変更し、一月一三日決定の改正案では戸籍法の適用を受けない者の選挙権「停止」条項を改正案に盛り込んだ。議会ではそれについての議論はほとんどなく、二月一七日

に法案が成立したというのである。

次に本書の意義と問題点について指摘していこう。

最初にも述べたように、在日朝鮮人と参政権の問題について歴史的に考察した著作は本書が初めてのものである。なかでも、第I章と第IV章は帝国議会での議論や添田通牒、清瀬意見書など初めて紹介される史料から、これまで知られていなかった事実を多く明らかにしている。もっとも、著者の史料発掘の能力をもってしても史料の制約を超えられず、在日朝鮮人に参政権を付与すると決定した背景がわからなかったことは惜しまれる。この点は著者は支配層の「気紛れ」の側面があったとしているが(二六頁)、やはり、別な箇所(二三頁)で推測として述べている「文化政治への政策転換」との関係するのではないだろうか。支配層の有した民族運動への恐怖との関連からの考察を今後も掘り下げるべきだろう。

とは言え、この第I・IV章の記述で在日朝鮮人への参政権の付与とその剥奪の経緯は十分に明らかにされたと言い得る。そして、これら二章で明らかにされた事実は大変興味深い。それは植民地と日本内地との関係を視野に入れた法制度史や日本人の異民族観を思想的に扱う際にも重要な問題提起ともなっている。例えば義務教育や労働者保護法など参政権以外の諸権利についても朝鮮籍・台湾籍の日本居住者に対して付与するかどうかについて行政の現場での混乱や議論がなかったか、付与された時の朝鮮・台湾地域での非適用との矛盾などはどう意識されたかといった点なども本書に学びながら検討されてしかるべきであろう。

一方、在日朝鮮人の選挙・被選挙行動を扱った第II章と第III章についても、著者は官憲史料や地方紙などの細かな記述も含めて幅広く史料を収集している。同時に、この部分については社会運動史その他の分野で関連する研究も若干存在しており、著者はその成果を取りこぼしなく踏まえて考察を進めている。このような点や、各時期毎に区切って社会主義系(共産党・合法無産政党)、親日派を分類してそれぞれの動向を追っていくという論の展開や構成には著者の誠実な態度を見ることが出来る。

しかし、そのようにこれまでの研究を踏まえ、社会主義系、親日派系といったオーソドックスな分類を行って考察をすることによって、在日朝鮮人の選挙・被選挙行動の重要な部分が視野の外に置かれてしまったと私は考える。以下、この二つの章の記述の問題点について述べよう。

まず、第II章の政党への支持について扱った箇所は時期的には一九二〇年代後半から三〇年代となる。この時期の在日朝鮮人については従来、社会主義系の民族解放運動の展開や日本の社会主義運動との連帯のあり方に関心が集まり割合多くの研究が存在している。そうした研究に引きずられたためか、この項は社会主義運動との関連での記述の比重が大きく、在日朝鮮人の投票行動全般が捉えられたとは言いがたい内容となっている。私がこのように述べるのは、ひとつには親日団体が中立的で(五四頁)、既成政党との関係は少数派にとどまった(七四頁)という見解が妥当かどうか疑問を感じるからである。

著者が引いている『大阪朝鮮新聞』一九三〇年一月二五日号の社説でも既成政党の候補者にも朝鮮人票を得ようとして朝鮮人の

保護機関充実などを主張する者が現れてきたとの記述が含まれている。これに対して著者は「朝鮮人有権者を引きつけようという動きが無産政党政以外の候補者に現れはじめたとしても、それが朝鮮人の支持に直結したわけではなかった」（七五頁）としている。しかし、むしろ既成政党政の日本人候補に結びつく朝鮮人が目立ったからこそ、この社説はそうした現象を取り上げて戒めているのではないだろうか。

この点は第三章で触れられている「親日団体Ⅱ融和親陸系団体」の集票マシーンとしての活動の問題とも関係してくる。著者はこれら団体のマシーンとしての役割は専らその団体の幹部が立候補した際に機能したとのみ捉えているようである。すなわち、朝鮮人立候補者（大半は市町村議会レベル）の大多数が既成政党政に所属せず中立であったから（八七～八八頁）、彼らの基盤の融和親陸系団体は有力な支持政党政を持たなかったと判断している（五四頁）。しかし、そのような判断は早計である。このことは、著者自身が引用した史料からもわかるはずである。すなわち、九一～九二頁に引かれている『民衆時報』一九三五年七月一日付記事は「融和業を表看板に掲げる朝鮮人団体」の「会員は親分の推薦する立候補者に投票させられる」（傍点外村）と述べているのである。そして、本書では引用されていないがこの記事の続きではそうした団体の一つである韶羅親友会が上田孝吉代議士（大阪三区選出、立憲政友会所属）を顧問とし、上田がその総会であいさつを行っている様子を記している。また、同記事の記述にも見えるようにこのような団体は当時政治運動ブローカーと呼称されている。ブローカーというのは仲買人である。したがって、その機

能はまとめた朝鮮人票を別のところⅡ日本人候補へ売り飛ばすものであると考えるのが自然であろう。

そして、著者はこの融和親陸系団体をイコール親日団体と分類している（八九頁）。ところが、著者が他の部分で用いる「親日」の語は、①日本人権力者によって育成され動かされる、逆に言えば主体的な行動がない、②朝鮮人民衆に基盤のない、というイメージを含んでいる（いわゆる親日派や親日団体とはこれまでの研究でそうしたものとして措定され、著者もそれを踏襲したと言えるだろう）。①については、参政権請願を行った国民協会に関する説明（三一頁）や第三章の朴春琴の活動の説明全般がそれにあたる。②については、朴春琴が「親日派たる自分がどれほど在日朝鮮人有権者の心をつかめるか危ぶむところがあった」という記述（一〇七頁）などからそれが感じられる。

しかしながら、松田氏自身の実証にあらわれているように、朝鮮人立候補者が基盤とした融和親陸系団体はしばしばそうした「親日」には当てはまらない。民族差別反対という主体的な動機をもって選挙に取り組み（九四頁）、地元の朝鮮人票の集票マシーンとなりうる一応の基盤を有していたのである（九二頁）。にもかかわらず、著者は融和親陸系団体（この呼称自体官憲の与えられたものに過ぎない）を親日団体のカテゴリーに入れ、そのためにこれらの組織の性格がいまいとなったのである。

私は、右の二点のような特徴を持つ「親日派」とはいったん区別してこの「融和親陸系団体」の実態を見ていくことが必要であったように思う。そして、そのことを通じて社会主義系や民族主義系、親日派系といったイデオロギー的な選択で立場を選ぶので

はない、流動的な在日朝鮮人有権者の姿を捉え、その選挙行動・被選挙行動の全体像にもう少し近づけることができたはずだと考える。

そもそも官憲が「融和親睦系」と分類した団体の中には、実際には相互扶助を目的とするイデオロギー的には無色の、あるいは少なくともその結成の時点においては無色であった相互扶助組織が多数含まれている。それらは失業、労災、疾病その他の場合に備えたもので、当時の在日朝鮮人社会の中の基礎的な集団であった。^①

そして、当時の彼らがしばしば直面した労働の場での差別や賃金、労災手当の未払い、住宅問題といったことについてもこうした団体が基礎となつて対処していた。社会主義系の労働組合などの団体に在日朝鮮人が組織されたケースも、イデオロギーに共鳴したというよりはこうした生活問題への対処を媒介にしていたと考えられる。一九二〇年代後半には在日労総という形でそうした相互扶助組織を基礎にした在日朝鮮人の勢力が作られ、まとまつた形で日本の社会主義者との連携を進めることが出来た。しかし、一九三〇年代以降、在日労総が解体し、同時に社会主義運動が窒息させられていったことで、再びそうした相互扶助組織はバラバラのものとなり、あるものは独自で立候補者を立てたり、合法無産政党系の候補と結びついたり理解される。

だが、その一方でそのような相互扶助組織が地域の日本人民間有力者や警察などの官僚と結び付き、内鮮融和の立場をとつた場合も多かったと見られる。この点はこれまでの在日朝鮮人史研究で明確になっていないところであり、以下は私の推論を交えて簡

単にその理由を示しておく。

ここで問題にしている相互扶助組織は、飯場頭や労働下宿主などの親方層がリーダーとなったものである。彼らは土木請負人や工場主などの日本人の雇用主との間での矛盾も抱えており実際に争議にまで発展することも珍しくなかったが、他方ではやはり雇用主に頭を下げて仕事を得なければならぬ存在でもあった。そして、労働の場で問題が発生し対立が激化した時には警察や地域の有力者が中に入って調停するケースがしばしば存在していた。

また、松田氏も触れているような身柄引受もそうであるが、この他にも「一時帰鮮証明書」の発給など、在日朝鮮人の生活にはインフォーマルな形で役所に便宜を図ってもらおうということも多かった。つまりは地域の「顔役」に頼らなければならぬ場面が割合多く存在したのである。

そのために、相互扶助組織の幹部たる親方たちはしばしば日本人有力者と結び付き、内鮮融和団体となつて在日朝鮮人社会の中で活動するようになっていったと思われる。そしてその場合の日本人有力者は地方議会議員、あるいは地元の代議士ないしその候補者となるような人物であるケースが多かつたためにこれら融和団体が集票マシーンとなつた、と見ることはできないだろうか。^②

そして、このように相互扶助組織がやがて日本人有力者らと結びついて内鮮融和を掲げるようになったとしても、それは厳しい差別の中で暮らしていた在日朝鮮人自身の要求から帰結したものであつたはずである。したがって、その場合の内鮮融和団体は日本人権力者の意のままに動かされて民族運動の妨害のみをその機能とする朝鮮人の間に基盤のない存在、ではなかつたと推測され

る。このことが融和団体を基盤とする朝鮮人立候補者が民族差別反対をとなえたり、そのための活動を行った理由であろう。

書評の範囲を超えた推論がやや長くなってしまった。しかし、以上のように民衆の生活レベルの動向を軸に据えてそれがどのようにならなければならないかを考えるという視点も在日朝鮮人の選挙権・被選挙権行使を把握する場合に必要であろう。その際、右の推論で示したような既成政党や内鮮融和団体と結びついたケースもあるという、マイナス面の実態も含めて民衆の動向を見ていかなければならないと私は考える。そのことは、まとまった勢力として登場しなければ参政権があっても民族的な利益を守るために有効でないことを示し、逆に社会主義・民族主義系の社会運動の意義を浮かび上がらせるだろう。

以上、本書の問題点については第Ⅱ、Ⅲ章を中心に指摘してきた。しかし、この第Ⅱ・Ⅲ章も全体として見れば重要な指摘を多く含んでいる。具体的には、在日朝鮮人の有権者数や棄権率の記述、新聞や官憲史料その他から作成した選挙支援の内容や主要な立候補者の一覧表などは貴重な研究成果である。同時に、在日朝鮮人と参政権というテーマを超えて様々な研究に対しても寄与する部分もある。例えば、在日朝鮮人と合法無産政党との具体的な連帯の事実については社会運動史を把握する上で、朴春琴の活動についての記述は朝鮮植民地統治史、親日派研究の上でそれぞれ

今後参照にすべきものと言えよう。

以上述べてきたように、全体として見たとき、本書は在日朝鮮人と参政権の問題について基礎的かつ興味深い様々な事実を提示し、在日朝鮮人史研究のなかの空白の一部分を埋めた重要な意義をもつ研究と言うことができよう。もっとも、在日朝鮮人と参政権の問題については、本書が触れなかった市町村の地域レベルの在日朝鮮人の選挙活動や議会活動、戦後の在日朝鮮人運動のなかでそれがどう捉えられていたか、といったことが解明するべき課題として残された。しかし、本書がこれらを考察する場合の土台となることは言うまでもない。

- ① 官憲が「融和親睦系」として分類した諸団体の実態等については拙稿「親睦扶助団体と在日朝鮮人運動」(『在日朝鮮人史研究』第二三号、一九九三年九月)を参照されたい。
- ② 一九〇〇年代頃までのアメリカのイタリア系移民の場合にもペドロ・ネと呼ばれるボスが「住居や職業を見つけることから医者世話や娯楽に至る日常的な援助」を与える代わりに、市民権を得たときにそのボスの指示によって投票を行うという関係が成立していたとされる(『明石紀雄ほか編『エスニックアメリカ』、一九八四年、有斐閣選書、九三頁)。こうした他国の移民社会との比較検討も戦前期の在日朝鮮人社会を見ていく場合に必要となろう。

(四六判 一三五頁 一九九五年四月 明石書店 一七〇〇円)
 (早稲田大学社会科学研究所助手)